

平成十五年総務省令第二十七号

民間事業者による信書の送達に関する法律
施行規則

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可（第五条―第十九条）

第二節 業務（第二十条―第三十四条）

第三章 特定信書便事業（第三十五条―第四十条）

第四章 雑則（第四十一条―第四十九条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）

二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあっては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。）

十五号

二 前号以外の離島

六日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

一 引受地及び配達地のいずれかが国内にある信書便の役務の料金の額

八百円

二 引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額

別表に定める額

2 国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

（事業の許可の申請）

第五条 法第七条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

（事業計画）

第六条 法第七条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 信書便物の引受けの方法に関する次に掲げる事項

イ 信書便差出箱の構造及び外観

ロ 信書便差出箱の設置の方針

ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物の引き受けの場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

二 信書便物の配達の方法に関する次に掲げる事項

イ 一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

三 一般信書便物の送達日数

四 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

（添付書類）

第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

（特定信書便役務の料金の額）

（事業の許可の申請）

（事業計画）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

（事業の許可の申請）

2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 信書便管理規程の概要を記載した書類

二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類

三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類

四 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であつて行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類

五 事業開始予定の日を記載した書類

六 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

八 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類

イ 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書

ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書

ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書

ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類

ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類

九 法第八条各号に該当しないことを示す書類（信書便差出箱の基準）

法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。

二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

三 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。

四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

（信書便物の引受けの方法の基準）

二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができるところ又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であつて往來する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

(信書便物の配達の方法の基準)

第十条 法第九条第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。

イ 祝日法による休日

ロ 年末年始の休日

ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日(イ及びロに掲げる日を除く。)

二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。

(氏名等の変更の届出)

第十一条 法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならぬ。

(事業計画の変更の認可の申請)

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

一 第九条第一号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更

二 一般信書便役務の送達日数が法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更

三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行

わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更

四 法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更

五 法第六条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第七条第二項第七号の書類により証された信書の送達業務を行うことができる国の範囲内(地域である場合にあつては、当該地域の範囲内)における取扱地の変更

2

法第十二条第三項の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

第十四条 法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達業務に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴つて事業計画を変更しようとするときは、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類(新旧の対照を明示すること。)

及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)

第十五条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 譲渡しに関する契約書の写し

二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類

三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類

四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書

五 譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲

げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

(法人の合併及び分割の認可の申請)

第十六条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 合併又は分割の条件に関する説明書

三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書

四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

(相続人の事業継続の認可の申請)

第十七条 法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類

二 申請者の履歴書及び資産目録

三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書

四 申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他に行っている事業の種類を記載した書類

(事業の休止及び廃止の許可の申請)

第十八条 法第十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十の申請書を提出しなければならない。

(法人の解散決議等の認可の申請)

第十九条 法第十五条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第二節 業務

(料金の届出)

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法

(変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。)

二 実施予定日

三 変更の届出の場合にあつては、変更を必要とする理由

2

前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達業務に付加する役務(以下この項及び次条において「付加役務」という。)を提供する場合にあつては、一般信書便物の送達業務に係る料金(次条において「送達料金」という。)と付加役務に係る料金をとを区分して記載するものとする。

(法第十六条第一項の届出を要しない料金)

第二十一条 法第十六条第一項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

(料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであつて、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。

二 次のいずれかに該当するもの(第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。)であること。

イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。

ロ 包装しなくても送達中に損傷せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

(大さき及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

(信書便約款の認可の申請)

第二十四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款(変更の認可申請の場合には、信書便約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻しの方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

(信書便約款の認可を要しない提供条件)
第二十五条 法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- 二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

(揭示等事項)

第二十六条 法第十八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便物に表示される一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標準
- 二 天災その他やむを得ない事由により信書便の役務の利用を制限し、又は信書便の業務を停止する場合は、制限する利用の範囲又は停止する業務の内容、期間その他必要な事項

(公衆の閲覧の方法)
第二十六条の二 法第十八条の規定による公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(信書便物であることの表示を要しない場合)
第二十七条 法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号（国際信書便の役務により送達される信書便物にあつては、同項第一号、第二号及び第四号）に掲げる事項が表示されている

る場合であつて、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

(信書便物であることの表示の方法)

第二十八条 法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標準
- 三 信書便物を引き受けた日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあつて送達される信書便物にあつては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標準

(還付できない信書便物の開披の方法)
第二十九条 一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者（第三十一条において「信書便管理者」という。）の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

(開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法)
第三十条 一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施設できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がないときには、当該信書便物に記載された内容を判断することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、

有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。

3 一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分することができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十一条の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程（変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第二十一条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
- イ 信書便の業務の監督
- ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(業務の委託の認可の申請)

第三十二条 法第二十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 二 委託契約書の写し
- 三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合において、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請

書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

(他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十三条 法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

(外国信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十四条 法第二十五条の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類

イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類

ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章 特定信書便事業
第三十五条 法第三十条第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

(事業の許可の申請)

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二 信書便物の引受けの方法
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 法第二十七条第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあつては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項

- イ 提供区域又は区間
- ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
- ハ 信書便物の送達が車両によつて行われる場合にあつては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

- 五 国際信書便の役務にあつては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名（添付書類）
- 第三十七条** 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。
- 2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。
- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他的一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達に事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
- 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であつて行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- 六 事業開始予定の日を記載した書類
- 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- 九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
- イ 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
- ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
- ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
- ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
- ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- 十 法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 3 法第二十九条の許可及び法第三十四条において準用する法第二十二條第一項の申請を同時に行う場合にあつては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。
- （事業の休止及び廃止の届出）
- 第三十八条** 法第三十二條の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。
- （軽微な変更の届出）
- 第三十九条** 法第三十四條において準用する法第三十二條第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。
- 一 特定信書便役務の種類の減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
- 二 法第二十二條第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る）
- 三 法第二十九條の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十四條において準用する法第三十二條第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七條第二項第八号の書類により証された信書の送達の実業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更
- 2 法第三十四條において準用する法第三十二條第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。
- （準用）
- 第四十条** 第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條から第三十四條までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二條及び第十四條中「第七條」とあるのは「第三十七條」と、第十五條第五号及び第十六條第四号中「第七條第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七條第二項第九号及び第十号」と、第十七條第四号中「第七條第二項第九号」とあるのは「第三十七條第二項第十号」と読み替えるものとする。
- 第四章 雑則**
- 第四十一条** （報告書の提出）
- 法第三十七條第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る事業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書は、様式第二十の事業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。（臨時の報告）
- 第四十二条** 一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
- 2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。（立入検査の身分証明書）
- 第四十三条** 法第三十七條第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。（意見の聴取の公告及び予告）
- 第四十四条** 審理員は、法第四十条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事業の要旨をその処分に係る者又はその審査請求人に予告しなければならない。
- 2 審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事業の要旨をその処分に係る者又はその審査請求人に予告しなければならない。
- （意見聴取会）
- 第四十五条** 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。
- 3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、審理員の許可を得なければならない。ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三條第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。
- 4 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 5 意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は審査請求書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。
- 7 議長は、審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為を制限することができる。
- 8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。
- 9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。
- 10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、審査請求人又はその代理人にこれを知照しなければならない。（調書）
- 第四十六条** 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。
- 2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。
- 一 一事案の件名
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
- 六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
- 七 陳述の要旨
- 八 証拠が提示されたときは、その旨
- 九 その他参考となるべき事項
- 3 審査請求人又はその代理人は、当該事業の調書を開覧することができる。行政不服審査法第十三條第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。（権限の委任）
- 第四十七条** 法第四十三條の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうちに

二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十八条並びに法第三十九条（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。）に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十七条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

（届出）

第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。

一 法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業者又は特定信書便事業者を開始した場合 当該一般信書便事業者又は特定信書便事業者の許可をした総務大臣又は総合通信局長

二 法第十三条第一項（法第三十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長

三 法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者を再開した場合 当該一般信書便事業者の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業者の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長

四 法第二十三条第一項（法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長

五 法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般

信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合 当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長

六 法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合 当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長

七 一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があつた場合 当該一般信書便事業者又は特定信書便事業者の許可をした総務大臣又は総合通信局長前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日まで）行わなければならない。

三 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になつた者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 届出事項

三 届出事由の発生の日（書類の提出）

第四十九条 法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

二 法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附 則（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三十一日総務省令第六五号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一九日総務省令第四二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日総務省令第七五号）
この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三十一日総務省令第五〇号）
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二八日総務省令第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二五年二月二日総務省令第一〇〇号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日総務省令第三二号）
（経過措置）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月一五日総務省令第一一八号）
この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日総務省令第四三三号）
この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

附 則（令和三年七月一三日総務省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二七日総務省令第一〇二号）
この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年四月一五日総務省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月八日総務省令第二五号）
（施行期日）
一 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

二 一般信書便事業者は、施行日前においても、この省令による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。

附 則（令和二年四月一日総務省令第三二号）
（経過措置）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月一五日総務省令第一一八号）
この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日総務省令第四三三号）
この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

附 則（令和三年七月一三日総務省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年二月二七日総務省令第一〇二号）
この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年四月一五日総務省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第四条関係）

重量	地帯		
	第一地帯	第二地帯	第三地帯
二五〇グラムまで	一、二〇〇円	一、四〇〇円	一、六〇〇円
二五〇グラムを超え一、五〇〇グラムまで	一、五〇〇円	一、八〇〇円	二、〇〇〇円
一、五〇〇グラムを超え二、二〇〇グラムまで	二、〇〇〇円	二、八〇〇円	三、六〇〇円
二、二〇〇グラムを超え二、九〇〇グラムまで	二、四〇〇円	一、五〇〇円	七、〇〇〇円
二、九〇〇グラムを超え三、六〇〇グラムまで	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	七、八〇〇円
三、六〇〇グラムを超え四、三〇〇グラムまで	四、〇〇〇円	五、〇〇〇円	九、〇〇〇円
四、三〇〇グラムを超え五、〇〇〇グラムまで	五、〇〇〇円	六、〇〇〇円	九、〇〇〇円

（備考）各地帯の地域の詳細については、付表に掲げるところによる。

付表 各地帯の地域の詳細表

第一地帯	第二地帯	第三地帯
アフガニスタン	アフガニスタン	アフガニスタン
アメリカ合衆国の海外領土	アメリカ合衆国の海外領土	アメリカ合衆国の海外領土
ウエーキ	ウエーキ	ウエーキ
北マリアナ諸島	北マリアナ諸島	北マリアナ諸島
グアム	グアム	グアム
ミッドウェイ諸島	ミッドウェイ諸島	ミッドウェイ諸島
インド	インド	インド
インドネシア	インドネシア	インドネシア
カンボジア	カンボジア	カンボジア
北朝鮮	北朝鮮	北朝鮮
シンガポール	シンガポール	シンガポール
スリランカ	スリランカ	スリランカ
タイ	タイ	タイ
大韓民国	大韓民国	大韓民国
台湾	台湾	台湾
中華人民共和国	中華人民共和国	中華人民共和国
ネパール	ネパール	ネパール
パキスタン	パキスタン	パキスタン
パラオ	パラオ	パラオ
バングラデシュ	バングラデシュ	バングラデシュ
東ティモール	東ティモール	東ティモール

第二地帯	第三地帯
フィリピン	フィリピン
ブルネイ	ブルネイ
ベトナム	ベトナム
香港	香港
マレーシア	マレーシア
マカオ	マカオ
ミクロネシア	ミクロネシア
ミャンマー	ミャンマー
モルディブ	モルディブ
モンゴル	モンゴル
ラオス	ラオス
オーストラリア	オーストラリア
キリバス	キリバス
クック諸島	クック諸島
サモア	サモア
ソロモン	ソロモン
ツバル	ツバル
トンガ	トンガ
ナウル	ナウル
ニュー・カレドニア	ニュー・カレドニア
ニュージラランド	ニュージラランド
バヌアツ	バヌアツ
バプアニューギニア	バプアニューギニア
ピトケアン	ピトケアン
フィジー	フィジー
仏領ポリネシア	仏領ポリネシア
その他のオセアニアの諸島	その他のオセアニアの諸島
二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島	二 北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国の海外領土	アメリカ合衆国の海外領土
プエルトリコ	プエルトリコ
米領ヴァージン諸島	米領ヴァージン諸島
アンギラ	アンギラ
アンティグア・バーブーダ	アンティグア・バーブーダ
英領ヴァージン諸島	英領ヴァージン諸島
エルサルバドル	エルサルバドル
オランダ領アンティール及びアルバ	オランダ領アンティール及びアルバ
ガドルーブ	ガドルーブ
カナダ	カナダ
キューバ	キューバ
グアテマラ	グアテマラ
グレナダ	グレナダ
ケイマン諸島	ケイマン諸島

コスタリカ	コスタリカ
サンピエール及びミクロン	サンピエール及びミクロン
ジャマイカ	ジャマイカ
セントクリストファー・ネービス	セントクリストファー・ネービス
セントビンセント	セントビンセント
セントルシア	セントルシア
タークス及びカイコス諸島	タークス及びカイコス諸島
ドミニカ	ドミニカ
ドミニカ共和国	ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ	トリニダード・トバゴ
ニカラグア	ニカラグア
ハイチ	ハイチ
パナマ	パナマ
バハマ	バハマ
バミューダ諸島	バミューダ諸島
バルバドス	バルバドス
ベリーズ	ベリーズ
ホンジュラス	ホンジュラス
マルチニーク	マルチニーク
メキシコ	メキシコ
モントセラト	モントセラト
三 中近東地域	三 中近東地域
アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦
イエメン	イエメン
イスラエル	イスラエル
イラク	イラク
イラン	イラン
オマーン	オマーン
カタール	カタール
キプロス	キプロス
クウェート	クウェート
サウジアラビア	サウジアラビア
シリア	シリア
トルコ	トルコ
パレーン	パレーン
ヨルダン	ヨルダン
レバノン	レバノン
四 ヨーロッパ	四 ヨーロッパ
アイスランド	アイスランド
アイルランド	アイルランド
アゼルバイジャン	アゼルバイジャン
アルバニア	アルバニア
アルメニア	アルメニア
アンドラ	アンドラ
イタリナ	イタリナ
ウクライナ	ウクライナ
ウズベキスタン	ウズベキスタン

英国	英国
エストニア	エストニア
オーストリア	オーストリア
オランダ	オランダ
ガーンジー	ガーンジー
カザフスタン	カザフスタン
北マケドニア	北マケドニア
ギリシャ	ギリシャ
キルギス	キルギス
クロアチア	クロアチア
コソボ	コソボ
サンマリノ	サンマリノ
ジブラルタル	ジブラルタル
ジョージア	ジョージア
スイス	スイス
スウェーデン	スウェーデン
スペイン	スペイン
スペインの海外領土	スペインの海外領土
カナリー諸島	カナリー諸島
ジャドゥ	ジャドゥ
セウタ	セウタ
チャファリナス諸島	チャファリナス諸島
バレアレス諸島	バレアレス諸島
メリリア	メリリア
スロバキア	スロバキア
スロベニア	スロベニア
セルビア	セルビア
タジキスタン	タジキスタン
チェコ	チェコ
デンマーク	デンマーク
ドイツ	ドイツ
トルクメニスタン	トルクメニスタン
ノルウェー	ノルウェー
バチカン	バチカン
ハンガリー	ハンガリー
フィンランド	フィンランド
フランス	フランス
ブルガリア	ブルガリア
ベラルーシ	ベラルーシ
ベルギー	ベルギー
ポーランド	ポーランド
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む）	ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む）
マルタ	マルタ

モナコ	モルドバ	モンテネグロ	ラトビア	リトアニア	リヒテンシュタイン	ルーマニア	ルクセンブルク	ロシア	一 アフリカ アセンション アルジェリア アンゴラ ウガンダ エジプト エスワティニ エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン セーシェル 赤道ギニア セネガル セント・ヘレナ ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ チュニジア トーゴ	トリスタン・ダ・クーニャ
-----	------	--------	------	-------	-----------	-------	---------	-----	---	--------------

ナイジェリア
ナミビア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
マラウイ
マリ
南アフリカ共和国
南スーダン
モーリシャス
モリタニア
モザンビーク
モロッコ
リビア
リベリア
ルワンダ
レソト
レユニオン
二 南アメリカ
アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
ガイアナ
コロンビア
スリナム
チリ
パラグアイ
フォークランド諸島（マルヴィナス諸島）
ブラジル
ベネズエラ
ペルー
ボリビア

試験科目(150分)	一般教養科目と専門科目	年 月 日
総論大 綱	(人が読む)	
目 次	目 次	
Ⅰ 序	Ⅰ 序	
Ⅱ 概説	Ⅱ 概説	
Ⅲ 概説	Ⅲ 概説	
Ⅳ 概説	Ⅳ 概説	
Ⅴ 概説	Ⅴ 概説	
Ⅵ 概説	Ⅵ 概説	
Ⅶ 概説	Ⅶ 概説	
Ⅷ 概説	Ⅷ 概説	
Ⅸ 概説	Ⅸ 概説	
Ⅹ 概説	Ⅹ 概説	
Ⅺ 概説	Ⅺ 概説	
Ⅻ 概説	Ⅻ 概説	
Ⅼ 概説	Ⅼ 概説	
Ⅽ 概説	Ⅽ 概説	
Ⅾ 概説	Ⅾ 概説	
Ⅿ 概説	Ⅿ 概説	
ⅰ 概説	ⅰ 概説	
ⅱ 概説	ⅱ 概説	
ⅲ 概説	ⅲ 概説	
ⅳ 概説	ⅳ 概説	
ⅴ 概説	ⅴ 概説	
ⅵ 概説	ⅵ 概説	
ⅶ 概説	ⅶ 概説	
ⅷ 概説	ⅷ 概説	
ⅸ 概説	ⅸ 概説	
ⅹ 概説	ⅹ 概説	
ⅺ 概説	ⅺ 概説	

項 目	年 月 日	年 月 日	備 註
收 戶數總數及人口 (男) 臺灣省人口 其他省人口			平均
入 台 計			
支 戶數總數及人口 戶數			
男 臺灣省人口 其他省人口 其他人口			
出 戶數總數及人口 (男) 臺灣省人口 其他省人口 其他人口			
出 台 計			
歲 別 男 性			

- ① 当初の事業年度及び該事業年度末について作成すること。
- ② 信託使事業以外の事業について、(何)事業収入及び(何)事業支出として記載すること。
- ③ 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。
- ④ 月額の大きさは、日本国定価格A列4番とすること。

事業開始に要する資金及びその資金の調達方法

① 信託受益権及び他の事項の権利を行使するに必要と認められる場合には、信託財産の管理と受益の分離について、それぞれ異なるものを分け計上すること。この場合において、取得の権利は、取得権限（信託又は託宣）を以てとし、賃の権利は、賃料の1/3を分計上すること。ただし、賃に相当する利益を有する状況及び権利行使については、取得権限の範囲と一致することができる。

② 賃料（賃金）の引当及び引当の繰上り及び繰下しを、以下に示す。（賃料の引当）引当、返却、返済、償還、却替その他の取得権限の行使が完了し、以下に示す。その他の事項に必要と認められる取得権限又は賃料の1/3の年分の引当は、「賃料取得権の行使の取得権又は賃料取得の取得権限」の引当を計上すること。この場合において、取得の権利は、賃料（賃金）の引当（引当を払ふを意）を計上し、賃料の年額は、賃料引当及び返却等の1/3の年分を計上すること。

③ 人事費の1/3の年分の引当は、「人事費の引当及び引当の繰上り」の引当を計上すること。

5 その他費用の3ヵ月分の額には、事務用品費、水道光熱費その他の減価償却、取組金に別当の後の未償却額に属する費用の合計額を計上すること。

2 事業用不動産の取得価額又は費料の不動産別内訳 (単位:円)

名 称	所 在 地	取得又は賃借 の目的	取得又は賃借 の期間	取得又は賃借 の費用	取得又は賃借 の利益
-----	-------	---------------	---------------	---------------	---------------

① 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

② 取得価格又は賃貸料の1年分の額には、取得の場合は、取得価格（取得代金を含む）を計上し、賃貸の場合は、賃貸料及び敷金等の1年分を計上すること。ただし、別に所有している事業用不動産については、取得価格が異なることがあり、

見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「添付できない様

舞伎町の情景の描寫を行う場面」のように、当該場面において行われる内容、世緯及び信濃屋事業「専州」又は「兼州」の別を記載すること。

作業部門従業員の人件費	事務部門従業員の 人件費	合	計
専任従業員の人件費			

注：東洋従業員及び事務部門従業員の人員数及び従業員数は、当事業に従事した。

分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、外国に源泉があるものとして、源泉割当課税に係る人納税及び源泉徴収を計上

諸神官金の内訳	金
---------	---

① 既存法人の場合は、最近の事業年度の貸借対照表に基づき、記載する。また、既存法人で増資により資本金調達する場合については、増資の増資計画を記載し、取締役会で増資する旨の決議をした議事録と、その決定に係る引当金等を添付すること。

② 設立法人の場合は、自己資金の欄にその資本金額と資本金額を記入する。

注 月紙の大きさは、日本建築規格A列4番とすること。

信譽使事關其名等文更屬出爾

年 月 日
出 險

〈ふりがな〉

(ふりがな)

(注) 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日
はれ変更したので、原籍本書面による投票の消滅に関する法律（昭和14

999号)第16条(同法第34条において準用する同法第10条)の規定によ
ります。

姓名等	
-----	--

姓名等	
-----	--

の大きさは、日本建築規格A列4番とすること。

④ 変更事項の欄には、一般借書証事業表において、借書証の引受けの方法、図書実物の配達の方法、一般借書証物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定借書証事業表において、特定借書証受取の種別、借書証の引受けの方法、図書実物の配達の方法、貸出率と条項7第2項2の特定図書実物数に依る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

民事訴訟法第267条の1第1項に規定する「原告が、被告の行為を記載する」とは、

民事訴訟法による信託の返還に関する法律（平成14年法律第90号）第12条第1項（同法第34条において準用する同法第13条第3項）の規定により、決のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

協議予定年月日	
---------	--

凡例第3条による信條の送達に関する法律（平成34年法律第90号）第13条第2項（同法第34条において準用する同法第13条第2項）の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

（ふりがな）	
（住所）	

出 発 者	(ふりがな) 名 姓	
	(ふりがな) 仕 所	
	許可の番号及び年月日	

様式第12（第20条関係）

注 月紙の大きさは、日本国規格A4とすること。

注 用紙の大きさは、日本標準規格A判4番とすること。

注 月紙の大きさは、日本産紙規格A判4番とすること。

- ① 科金の発生と消滅の簿には、両発生と消滅の両方を記載すること。
- ② 科金の取崩の簿には、一般取崩と特別取崩の取崩に別れる科金（以下「返済科金」という）と一般取崩と特別取崩の取崩に別れる返済に別れる科金（以下「付加科金」という）とを区別して記載すること。返済科金については、返済の債権または貸付及び取崩の取崩に連通する55条2項4号の欠損簿（以下「取崩取崩簿」という）の取崩科金とそれ以外の取崩科金の区分ごとに記載すること。また、付加科金については、「借入」「返済」等の当該取崩の名称を記載すること。
- ③ 科金の取崩と返済の簿には、「借入額」「大口借入額」等の取崩の計算方法、[返済]、[返済方法]等の返済の計算方法等の取崩科金とそれ以外の取崩科金の取崩の取崩方法とに科金の取崩を記載すること。
- ④ 定款取崩簿の取崩科金について取崩科金1号及び2号に3号及び4号の取崩

① 事業の規模は、日本標準産業分類の細目に基づき、記載すること。

② 従事者の数、前年度末の月末として、前年度に就く人員（臨時雇用員も含めて）、当人自身としてと調査。③ 前年度末における会計人員を当該事業年度の年度末で換した人数とするとする。

④ 事業の展開している営業所については、事業所に従事した人数の割合であらして計算することとし、それらのあひらが分母にあたるとする、均等に準じたものとする。従業員数を均等に算入する。

⑤ 消費者の信譽的状況（該事業に関する）を記述すること。

- ☐ 消費者の信用に関する信譽の公表に関する法律（平成13年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公表された特定信譽事業の信譽信譽状況表と同一の信譽的状況表。
- ☐ 記載以外の信譽的状況。

⑥ 上記の大きなは、日本産業分類第44業とすること。

① 役務の種に、該当事項を○で囲むこと。また、引渡物税については、引き受け税とを記認するに留意し、引渡物税を、引き受け税とを記認しない役務については営業収入を当該役務の種に基本税の半の率で算定して算定するの適定の方法により算定して計上すること。また、東洋地方を都府とする。

② 特約国郵便役務の種は、同国郵便事業による各郵便物に對する法律（平成14年法律第66号）第8条第2項に關する区分ごとに引渡物税及び營業收入（同国郵便事業の役務の引渡物税及び營業收入に相當する）を計上すること。

③ 国庫郵便の役務の種は、取扱いに応じて引渡物税及び營業收入

様式第21（第41条関係）

を計算するところ。					
④ 労働時間計算数表					
日	時	分	秒	分	秒
⑤	経緯事項(就業時間の変更等)を記入するところ。また、出勤時間と退社時間を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。				
⑥	遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。遅刻の回数と遅刻の時間(遅刻の時間と遅刻の回数)を記入するところ。				
⑦	出勤時間	時	分	秒	分
⑧	退社時間	時	分	秒	分
⑨ 労働時間計算表の一覧					
日	時	分	秒	分	秒
		(単位: 分)			
		労働時間(単位: 分)			

[illegible]

様式第22（第43条関係）